

佐賀県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年六月二日から平成二十一年七月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城富士線	小城市小城市畑田字散一本六割二九〇 五番二地先から 小城市小城市畑田字散一本二割二七五 一番三一地先まで	平成二一・六・二